

第2号議案

犬山市景観計画の改訂案について

犬山市景観計画（案）について

1 背景

犬山市は、市全域をとらえた美しい景観づくりのための方針を取りまとめ、市民や事業者が主役となって行政と協働しながら、犬山らしい魅力のある景観づくりに取り組んでいくための“羅針盤”とするため、景観法に基づく「犬山市景観計画」を平成20年3月に策定しました。

策定から15年が経過する中、本市では、建築物、工作物及び開発行為などを対象とした届出制度による景観誘導を主軸に、民間建築物の景観助成、景観重要建造物・樹木の指定、また公共施設の景観整備（道路の美装化、無電柱化、公共施設のデザイン誘導など）や歴史的建築物の指定と保全などを進め、景観まちづくりに対する一定の成果を上げてきました。

しかし、時間の経過の中で人々のライフスタイルや社会経済状況は変化し、また建築物の工法や素材などが変化してきたことにより、昨今では景観づくりのルールが新たな建築物の形態意匠に合致せず、基準の形骸化が課題となっていました。

特に、犬山城下町においては、歴史的な趣きを活かした官民による様々な取り組みが多く、観光客を惹きつけて東海地方を代表するような観光地になったものの、まちなみ景観の調和を崩す誘客第一の屋外広告物の氾濫などが、歴史的なまちなみの様相を変化させる要因にもなりつつあります。

また近年では、エネルギーの安定供給の観点や導入のしやすさなどから、企業や個人宅において普及している太陽光発電システムが、市内の建築物の屋根や屋上、空き地や斜面地などにも設置されつつあり、太陽光パネルの規模、形態、色彩、設置場所などによっては、周囲の景観に影響を及ぼす恐れが生じています。

このため、これらの状況を踏まえて現計画に対する課題を検証したうえで、時代の変化に対応しつつも、良好な景観の形成と維持保全を継続的に行っていくために必要な基準や制度の見直しを行いました。

2 取組経過

(1) 城下町を対象とした住民アンケート調査

アンケート調査は、地域の実情に応じた景観づくりの取組みを一層進めていく上での課題を整理することを目的に、住民の意識や想いを確認するため実施。

期間 令和3年11月1日～令和3年11月30日

対象 「城下町ゾーン」を含む犬山城周辺地域に該当する36町内会の住民1,445世帯

有効回答数 561世帯

有効回収率 38.8%

(2) 関係者へのヒアリング調査

ヒアリング調査は、現行の景観づくりに対する課題を明らかにするとともに、その課題に対する現行のルールの改善策等を探るために実施。

対象者：歴史まちづくり課、観光課、犬山市建築設計事務所協会、犬山市景観アドバイザー

(3) 犬山市景観審議会

学識経験者、市内団体代表及び市議会議員等12名で構成する景観審議会にて2回の協議を経て取りまとめを実施。(令和4年8月23日、令和5年1月30日)

(4) 犬山市都市計画審議会

本都市計画審議会にて1回の意見聴取。(令和4年10月14日)

3 パブリックコメントの実施結果

期間 令和5年2月15日～2月28日

閲覧場所 市役所(1階市民プラザ)、各出張所、市立図書館、市ウェブページ

意見数 3件(提出人数は2名)

4 主な策定(改訂)ポイント

(1) ゾーンの見直し

点線で囲まれた部分を「城下町ゾーン」から「駅西商業ゾーン」に見直し

(2) ルールの見直し

- ・高さの数値基準及び城下町ゾーンの色彩基準を順守すべきものとし、その他を可能な限り努力を求めるものに分類
- ・表現を整理
- ・「意匠」という項目を追加し、色彩などの外観全体に関する内容を追加
- ・「設備機器」の項目に建築物に設置する太陽光パネルに関する内容を追加

(3) ルールの追加

良好な景観の形成のため制限する必要がある行為として、太陽光パネルの設置に関するルールを追加

(4) 景観配慮事項の追加

新たに景観に配慮すべきものとして、キッチンカーやテント施設、自動販売機に対して求める景観配慮事項を追加

5 計画(案)本編

…別紙のとおり